

カノープス ☆ニュース☆

第945号
発行人 一般社団法人 沖縄県歯科医師会 098(996)3561(代)
URL http://www.okisi.org
編集 県社保委員会
印刷 (一社) 沖縄県歯科医師会
発行月 平成28年 4月



保険だより



～ 保険適用の機器と材料について

ファイバーポスト

販売名	販売会社
ジーシー ファイバーポスト	株式会社ジーシー
ジーシー ファイバーポスト N	株式会社ジーシー
ファイバークリア ポスト 4X	ペントロンジャパン株式会社
ホワイトポスト	有限会社デントレード
トクヤマFRポスト	株式会社トクヤマデンタル
ビューティコア ファイバーポスト	株式会社松風

有床義歯内面適合用軟質裏装材

販売名	保険適用希望者
ソフリライナー	株式会社トクヤマデンタル
ソフリライナータフ	株式会社トクヤマデンタル
ムコブレン ソフト	白水貿易株式会社
ソフリライナータフ スーパーソフト	株式会社トクヤマデンタル
ジーシー リラインII	株式会社ジーシーデンタルプロダクツ

下顎運動路描記装置は、メーカーにお問い合わせください

咀嚼能力検査装置は、グルコセンサーGS・グルコセンサーGS-II 株式会社ジーシーの2機種
1社のみ、舌圧測定器は、JMS舌圧測定器株式会社ジェイ・エム・エスの1機種1社のみです。

請求の際の注意事項

永久歯に対するジャケット冠
廃止になりました。経過処置として平成28年6月までは、請求できます。

明細書加算 再診時1点

レセ電にて、レセプトを請求している医療機関は、施設基準届出無しで、算定できるようになりました。算定漏れにご注意ください。

歯科疾患管理料 文書提供加算10点

歯科疾患管理料と同時に算定します。後日文書発行ということで、歯科疾患管理料と日を異にして、文書提供加算10点を算定できませんので、後注意をお願いします。

歯冠修復物又は補綴物の除去

「2 困難なもの」の「困難なもの」とは、全部鑄造冠、4/5冠、3/4冠、レジン前装金属冠又は当該歯が急性の歯髄炎又は根尖性歯周炎に罹患している場合であって、患者が苦痛を訴えるため除去が困難な金属歯冠修復物の除去をいう。

*エナメルボンドシステムにより暫間固定を行った場合の除去料は別に算定できない。となっています。4/5冠、3/4冠は、新たに除去「困難なもの」32点となりましたので、算定の際は後注意をお願いします。

在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料

無歯顎患者に対する在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料は、「1 10歯未満」での算定となります。在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料は、残存歯数に応じて算定となります。

歯周病検査

乳歯列期の患者に対する歯周病検査は、「混合歯列期歯周病検査」のみにより算定します。混合歯列期の患者について、歯周精密検査は算定できない取扱になっています。

歯管補綴時色調採得検査

印象と同時に算定する取扱になっています。日を異にしては、算定できません。

歯冠補綴時色調採得検査に係る通知において、「両側の隣接歯にレジン前装金属冠等の歯冠補綴物が装着されている場合等、隣接歯が色調比較可能な天然歯ではない場合においては算定できない。」と記載されていますが、対合歯が天然歯の場合や反対側が天然歯の場合は、算定可能という取扱になっています。

P処

糖尿病を有する患者であって、歯周ポケットが4ミリメートル以上の歯周病を有するものに対して歯周基本治療と並行して計画的に特定薬剤の注入を行った場合に算定する場合、レセプト摘要欄に紹介元医療機関の記載が必要です。SRPと同時に算定可です。

歯周病安定期治療(Ⅱ)

算定の際は、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準の届出が必要です。

歯周病安定期治療(Ⅱ)を開始した患者について、診療月によって歯周病安定期治療(Ⅱ)を算定せず、歯周病安定治療(Ⅰ)を算定することはできません。

F局

エナメル質初期う蝕に罹患している患者に対し、同一歯の咬合面のう蝕症第1度以上のう蝕(傷病名「C」)に対して充填治療等を行い、同時に他の部位(歯頸部等)の白濁等の脱灰病変部にフッ化物歯面塗布処置を行った場合、できません。

エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合 120点とエナメル質初期う蝕管理加算 260点 の算定には、必ず「Ce」病名が必要です。「C」病名では、査定になりますので、ご注意ください。
エナメル質初期う蝕管理加算 260点 の算定には、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準の届出が必要です。

補診

新製以外 70点

対象疾患は、MT(増歯)とMT(床適合)のみですので、請求の際はご注意ください。義歯破損は、算定できません。

補綴時診断料「2補綴時診断(1以外の場合) 70点」を算定した日から起算して3月以内において、同一部位の有床義歯の新製に着手した場合には、補綴時診断料「1補綴時診断(新製の場合)」を算定可能です。

補綴時診断料「1補綴時診断(新製の場合) 90点」を算定した日から起算して6月以内において、同一義歯の有床義歯内面適合法を行った場合の「2補綴時診断(1以外の場合) 70点」の算定はできます。

ブリッジ支台歯形成加算

歯冠形成と同時に算定します。形成と日を異にしたら算定できません。その際 病名欄には、MT(Br)が必要です。ご注意ください。

TEC

従前の「歯冠形成を算定した日から当該補綴物を装着するまでの期間」から「当該歯に係る処置等を開始した日から当該補綴物を装着するまでの期間」に算定要件が変わりました。当該歯に係る処置等を開始とは、具体的には、除去・抜随・感染根管処置等です。

有床義歯の新製について

新たに有床義歯を製作する場合は、原則として前回有床義歯を製作した際の印象採得を算定した日から起算して6か月を経過した以降に、新たに製作する有床義歯の印象採得を行うものとする。ただし、遠隔地への転居のため通院が不能になった場合、急性の歯科疾患のため喪失歯数が異なった場合等の特別な場合を除く。

有床義歯内面適合法

新たに製作した有床義歯を装着した日から起算して6月以内に当該有床義歯の有床義歯内面適合法を行った場合は、所定点数の50/100に相当する点数により算定する。

となりました。義歯新製の場合と修理・有床義歯内面適合法の50/100に関しては、基準日が異なりますのでご注意ください。

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準

- (1) 過去1年間に歯科訪問診療1又は2、歯周病安定期治療及びクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している実績があること。
- (2) 次に掲げる研修をいずれも修了した歯科医師が1名以上配置されていること。
ア偶発症に対する緊急時の対応、医療事故及び感染症対策等の医療安全対策に係る研修
イ高齢者の心身の特性、口腔機能の管理及び緊急時対応等に係る研修
なお、これらの研修については、同一の歯科医師が研修を修了していることでも差し支えない。また、既に受講した研修が要件の一部を満たしている場合には、不足する要件を補足する研修を受講することでも差し支えない。
- (3) 歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上配置されていること。
- (4) 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制が確保されていること。
- (5) 当該診療所において、迅速に歯科訪問診療が可能な歯科医師をあらかじめ指定するとともに、当該担当医名、当該担当医の連絡先電話番号、診療可能日、緊急時の注意事項等について、事前に患者又は家族に対して説明の上、文書により提供していること。
- (6) 当該地域において、在宅医療を担う保険医療機関と連携を図り、必要に応じて、情報提供できる体制を確保していること。
- (7) 当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスの連携調整を担当する者と連携していること。
- (8) 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な感染症対策を講じていること。
- (9) 感染症患者に対する歯科診療について、ユニットの確保等を含めた診療体制を常時確保していること。
- (10) 歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削や義歯の調整、歯冠補綴物の調整時等に飛散する細かな物質を吸引できる環境を確保していること。
- (11) 患者にとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次の十分な装置・器具等を有していること。

ア自動体外式除細動器（AED）

イ経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

ウ酸素供給装置

エ血圧計

オ救急蘇生セット

カ歯科用吸引装置

2 届出に関する事項

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準に係る届出は、別添2の様式17の2を用いること。また、偶発症に対する緊急時の対応、医療事故、感染症対策等の医療安全対策、高齢者の心身の特性、口腔機能の管理及び緊急時対応等に係る研修を全て修了していることが確認できる文書を添付すること。

*届出に必要な書類については、九州厚生局のホームページよりダウンロードお願いします。